



平成 29 年 7 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 井阪 隆一
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 執行役員 IR 部シニアオフィサー 金子 裕司
(TEL. 03-6238-3000)

当社子会社に対する公正取引委員会からの勧告について

当社の子会社である株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、本日（平成 29 年 7 月 21 日）、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました。つきましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンのニュースリリース（別添）をご案内させていただきます。

また、本件による今期の当社連結業績への影響はございません。

以 上

平成 29 年 7 月 21 日

各 位

株式会社セブン - イレブン・ジャパン

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告について

本日、株式会社セブン - イレブン・ジャパンは、公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社が、セブン - イレブン店舗で販売する弁当、おにぎり、サンドイッチ等のオリジナル商品の製造を委託しており下請法の対象と認定されたお取引先様から、「商品案内作成代」及び「新店協賛金」を収受していた行為が、下請法の規定（第 4 条第 1 項第 3 号「下請代金の減額の禁止」）に違反すると判断されたものです。本日の勧告において、下請代金の減額に当たるとされた金額は、平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月の 1 年間分であり、総額約 2 億 2,750 万円です。

当社は、既に、平成 28 年 9 月以降、上記金員のご請求を対象のお取引先様には行っておらず、減額に当たるとされた金額は全額お取引先様に返還しており、平成 30 年 2 月期の業績に及ぼす影響はございません。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めて参ります。

また、お取引先様をはじめ、日々店舗経営にご尽力頂いている加盟店オーナー様、従業員の皆様、そしてセブン - イレブンをご利用頂いているお客様に対して、ご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心からお詫び申し上げます。

弊社は、今後もお取引先様、加盟店様との信頼関係をより一層強固にするとともに、お客様満足度を更に向上すべく、経営努力を続ける所存です。

以 上